

平成26年8月定例教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成26年8月21日（木）

開会 14時00分

閉会 16時00分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

委員長

山縣 俊郎

委員長職務代理者

稲野 靖枝

委員長職務代理者

岡野 芳子

委員

中田 範夫

委員（教育長）

浅原 司

4 出席者

教育次長

原田 尚

審議監

廣川 晋

審議監

河村 行則

教育政策課長

嘉村 靖

教職員課長

首藤 裕司

義務教育課長

清時 崇文

高校教育課長

栗林 正和

特別支援教育推進室次長

石本 正之

社会教育・文化財課長

藤村 恭久

世界アウトジャンホリ開催支援室次長

河村 祐一

人権教育課長

高原 透

学校安全・体育課長

御神本 実

教育政策課企画監

濱井 昭巳

やまぐち総合教育支援センター次長

小村 信

議案

議案第1号『山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）』

「山口県教育委員会表彰規則」による表彰について、教育政策課から説明し、承認を求めた。

【概要】

山口県立小野田高等学校養護教諭 ^{よこやま} 横山 ^{ともこ} 智子 に対して、教育長が臨時に代理して永年精勤として表彰したことを報告した。

議案第1号については、全出席委員の賛成により承認された。

議案第2号『山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について』

「山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例」第2条第3項の規定により、山口県いじめ問題調査委員会の委員を任命することについて、学校安全・体育課から説明し、承認を求めた。

【概要】

山口県いじめ問題調査委員会委員(案)

No.	氏名	所属・役職名等	区分	住所 年齢 性別	推薦団体・略歴等
1	たなべ としあき 田 邊 敏 明	山口大学教育学部 教授	大学教授	山口市 58 男	山口大学教育学部推薦 専門「教育心理学」「臨床心理学」 山口県生徒指導対策協議会委員(H17) 防府市立佐波中学校・佐波小学校スクールカウンセラー
2	ふじもと としふみ 藤 本 俊 文	藤本内科・循環器科 院長	医師	岩国市 63 男	山口県医師会推薦 山口県医師会常任理事(H24～) 岩国市立中洋小学校校医
3	やまだ たかゆき 山 田 貴 之	中坪法律事務所	弁護士	周南市 30 男	山口県弁護士会推薦 山口県弁護士会子どもの権利委員会委員(H24～) 県FRアドバイザー(H25～)
4	おおいし ゆきこ 大 石 由 起 子	山口県立大学社会福祉学部 准教授	臨床心理士	山口市 54 女	山口県臨床心理士会推薦 専門「不登校臨床」「ピアカウンセリング」 山口県青少年問題協議会委員(H23～)
5	とも かけ みく 友 景 未 来	やまぐち総合教育支援センター内 子どもと親のサポートセンター	社会福祉士	宇部市 27 女	山口県社会福祉士会推薦 宇部市地域包括支援センター社会福祉支援員(H22～24) 県スクールソーシャルワーカー、エリア・スーパーバイザー(H25～)
6	つばい としこ 坪 井 淑 子	山口県人権擁護委員連合会	人権擁護委員	防府市 65 女	山口県人権擁護委員連合会推薦 山口市立二島小学校長(H19～20) 山口市立二島幼稚園長(H21～22) 防府市教委嘱託教育相談員(H23～25) 人権擁護委員子ども人権部会員(H25～)

任期：平成26年9月1日～平成28年8月31日

【 質 疑 】

- 稲野委員：山口県いじめ問題調査委員会の委員となる方は、いじめ問題や重大事態発生した際の対応等に対する見識等はしっかりと持っておられると思うが、教育委員会の取組や考えなどを知ってもらう機会を設けることは考えているのか。
- 学校安全・体育課長：委員には、平常時においても、県のいじめ問題、いじめに問題に対する取組の状況等について意見をもらうことを考えており、第1回目の会議では、そうした役割について委員に説明を行う予定。
定例会は年一回程度を考えているが、必要に応じて委員に対して状況の説明や意見の照会を行っていくことになる。
- 稲野委員：重大事態の調査を行うにあたり、教員や生徒等、様々な関係者から話を聞くことになると思う。そうした際、関係者の心のケアというのも重要な問題だと思うが、この点はどのように対応していく予定か。
- 学校安全・体育課長：重大事態の発生への対応については、国からガイドラインが示されており、その中で心のケアについても触れられている。重大事態が発生した際には、こうしたガイドラインも参考にしながら適切に対応していきたい。

議案第2号については、全出席委員の賛成により承認された。

報 告 事 項

- ◆第1回「山口県いじめ問題対策協議会」の協議概要について、学校安全・体育課より以下のとおり報告が行われた。

【概 要】

第1回「山口県いじめ問題対策協議会」の協議概要について

1 目 的

いじめの防止・根絶に向け、いじめの防止対策を社会総がかりで取り組むため、いじめの防止対策に係る関係機関・団体が緊密な連携を図ることを目的とする。

2 開催日時 平成26年7月31日 14:00～15:25

3 場 所 共用第4会議室

4 出席者 別紙のとおり

5 役 員 会 長：浅原 司（県教育長）

副会長：白石義彦（県社会福祉会長）、山本晃久（県小学校長会長）

6 概 要

学校安全・体育課から、県内の問題行動等の状況及び県のいじめ対策について説明した後、各関係機関・団体から、いじめ問題への取組について意見交換を行った。

【関係機関等の取組】

- 「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」等の取組（法務局）
- 「少年サポートセンター」（相談窓口）や「少年安全サポーター」（学校と警察との連携）の取組（警察）
- 当番弁護士による電話相談（いじめ110番）の実施（弁護士会）
- PTA主催でいじめ標語コンクールを実施（県PTA連合会）等

【主な意見】

- 小中高の連携やインターネット等によるいじめ防止が課題（公立高等学校PTA連合会）
- 子どものコミュニケーション力（相手に応じて演じ分ける力）の育成が必要（町教育長会）
- 市教委と学校とが緊密に連携していくことが重要（都市教育長会）
- 本協議会だけでなく、実情に応じて各機関・団体の連携を図ることが必要

7 今後の取組

- (1) 社会総がかりでのいじめ防止・根絶の意識啓発・気運醸成を図るため、10月の「いじめ防止・根絶強調月間」に「いじめ防止・根絶フォーラム」を開催する。
- (2) いじめ問題への取組を、より有効かつ円滑に進めるため、実務者同士の連携を図る「いじめ問題対策ネットワークやまぐち」を新たに設置する。

※ 今回は、12月を目途に開催予定。

山口県いじめ問題対策協議会 出席者名簿

No.	所属	役職等	氏名
1	県医師会	事務局 長	木 村 克 己
2	県弁護士会	子どもの権利委員会 委	杉 村 憲 昭
3	県臨床心理士会	学校臨床部会 理事	桑 本 雅 量
4	【副会長】県社会福祉士会	会 長	白 石 義 彦
5	県精神保健福祉士協会	会 長	堂 本 祐 三 子
6	県PTA連合会	会 長	林 俊 作
7	県公立高等学校PTA連合会	副 会 長	白 木 美 和
8	県私立中学高等学校PTA連合会	会 長	光 藤 勉
9	県都市教育長会	会 長	岩 城 精 二
10	県町教育長会	会 長	尾 崎 龍 彦
11	【副会長】県小学校長会	会 長	山 本 晃 久
12	県公立高等学校長会	会 長 代 理	森 重 祐 二
13	県私立中学高等学校協会	常 任 理 事	栗 田 陽 二 郎
14	地方法務局人権擁護課	課 長	神 田 良 二
15	県警察本部少年課	課 長	松 井 源 輝
16	中央児童相談所	所 長	道 祖 正 義
17	県人権擁護委員連合会	子 ども 人 権 部 会 員	坪 井 淑 子
18	県民生委員児童委員協議会	副 会 長	吉 村 彦 士
19	総務部学事文書課	主 査	樋 森 明 登
20	健康福祉部こども未来課	主 幹	中 村 博 史
21	【会長】教育庁	教 育 長	浅 原 司
22	教育政策課	課 長	嘉 村 靖
23	教職員課	主 査	世 木 尚
24	義務教育課	課 長	清 時 崇 文
25	高校教育課	教 育 調 整 監	木 村 香 織
26	社会教育・文化財課	課 長	藤 村 恭 久
27	人権教育課	副 課 長	地 家 秀 紀
28	やまぐち総合教育支援センター	部 長	藤 村 寿
29	学校安全・体育課	課 長	御 神 本 実

【 質 疑 】

- 岡野委員：「いじめ問題対策ネットワークやまぐち」とは、どのようなものか。
- 学校安全・体育課長：実際に対応を行っている事務所や関係機関等の代表者の名簿を作成し、各実務担当者間で連携・情報交換が行えるようにしたもの。
- 岡野委員：このネットワークを立ち上げた後、どのように動くのか。会議等の開催があるのか。
- 学校安全・体育課長：連携を行っていくための仕組みの一つとしてネットワークを構築したもので、今のところ、集まって会議を開くことは考えていない。
- 稲野委員：ただ組織を作って話し合いをしましたというだけでは意味がない。組織を効率的に動かす仕組みや、現実的な問題解決にどのように役立てるか、といったことをしっかりと考えていく必要がある。
ネットワークに関してだが、実務者同士の顔が見えるようになっていな

いと、名簿があるだけでは機能しないと思うので、今後、しっかりと連携を図っていくため、実務者同士が顔を知る機会を設けていってもらいたい。

◆第1回「第2期県立高校将来構想検討協議会」の協議概要について、高校教育課より以下のとおり説明が行われた。

【概要】

第1回「第2期県立高校将来構想検討協議会」の協議概要について

1 開催日時、会場

平成26年8月5日（火）午後3時～午後4時45分

県庁教育委員会室

2 協議の概要

(1) 会長、副会長選出

会長 古賀 和利（国立大学法人山口大学理事・副学長）

副会長 小野 英輔（サマンサジャパン株式会社代表取締役会長）

(2) 事務局から「第2期県立高校将来構想の策定について（案）」について説明

策定の目的や検討期間、検討の視点、検討事項、検討スケジュールについて事務局が説明

(3) 事務局から「資料」をもとに山口県の高校教育の現状についてについて説明

中学校卒業生数の推移や本県高等学校の現状、再編整備の成果等について資料冊子をもとに事務局が説明

(4) 「第2期県立高校将来構想（構成案）」、「第1章 第2期県立高校将来構想の策定

について」、「第2章 高校教育を巡る現状と課題について」の協議における主な意見

- 策定に当たっては、地域の意見を反映させる場も必要である。
- 県立高校の将来像を考えるに当たっては、高校教育を巡る全国的な現状や課題だけでなく、山口県に特化した現状・課題を踏まえる必要がある。
- 基礎力の低下が指摘されているが、大学では、勉強はできるが社会人としての基礎に欠けている学生が多く見られる。生活の基盤となる生徒の資質をどのように育てていくのかを考える必要がある。
- 生徒が多様化したといわれるが、一人ひとりを見ると多様性がない。集団の中で、他者の多様な考え方に対応する力を身に付けさせることが学校教育の課題である。
- 社会の多様化に対応して教育も多様化すると、子どもたちは混乱するのではないか。いかに社会が多様化しようとも、教育の根っこの部分を一貫して強化する教育活動も大切である。

(5) まとめ

今回の意見を踏まえながら、事務局の提示した検討材料の方向でまとめることで全委員が了解

【 質 疑 】

- 岡 野 委 員：協議における主な意見の中で、「県立高校の将来像を考えるに当たっては、高校教育を巡る全国的な現状や課題だけでなく、山口県に特化した現状・課題を踏まえる必要がある」とあるが、具体的にはどのようなものか。
- 高校教育課長：山口県は都市が一極集中型ではなく、分散型となっているのが特徴であることや、卒業生の進路を見ると、大学進学率は全国平均よりも少し引くが、就職率は非常に高い状況にあること、少子化が進んでいること等が挙げられる。これら山口県独特のものをしっかり把握して、山口県ならではの将来構想を立てていくとの意見をいただいた。
- 中 田 委 員：今、大学では、それぞれの大学ごとに特徴を持った教育を行うことが求められているが、県立高校の場合、学校ごとの特色を出すことについては、どのように考えているのか。
- 高校教育課長：特色ある学校づくりについては、現行の将来構想の中でも触れており、多様化する生徒の能力や興味関心、進路希望等に対応していくため、各学校において教育課程の工夫等を行っている。
特に平成28年度から普通科の学校を全県1区とするため、全ての県立学校において、平成24年度から3年間をかけて、各学校の特色づくりのプランを立て、それを実行に移していくこととしている。
今後、この取組が加速していくよう各学校に指導を行っていきたい。
- 稲 野 委 員：少子化等により学校の統廃合を行わないといけない現状はあると思うが、子ども達にとってプラスになる統廃合となるよう地域の意見をしっかりと聞きながら進めて欲しい。

意 見 交 換

◆特別支援教育の推進について、以下のとおり意見交換を行った。

【概 要】

平成26年度8月教育委員会会議 意見交換 「特別支援教育の推進について」

1 特別支援教育に係る国の動向

(1) 「障害者の権利に関する条約」

- H25. 12. 4 締結のための国会承認
- H26. 1. 20 日本国批准
- H26. 2. 19 本条約の効力発生

<国内法の整備>

障害者基本法一部改正（平成23年8月より施行）

学校教育法施行令一部改正（平成25年9月より施行）

障害者差別解消法（平成25年6月成立・平成28年4月より一部を除き施行）

(2) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(H24.7.23 中央教育審議会初等中等教育分科会)

1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

2 教職員等の専門性に関する現状と課題

(1) 特別支援学校教諭等免許状の保有状況

①特別支援学校の教員

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
保有率(%)	74.8	71.5	74.7	75.2	76.6	75.6	77.9

②特別支援学級等の教員

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小学校(%)	56.4	53.9	49.7	55.8	57.8	57.5	56.0
中学校(%)	43.6	40.7	50.2	53.0	51.0	51.0	51.5

(2) 視覚・聴覚障害教育に係る専門性の継承

○視覚障害、聴覚障害の単一障害の幼児児童生徒数が減少傾向にあり、同一障害の同一学年の集団を確保することが困難な状況にある。

〔山口南総合支援学校（旧聾学校）及び下関南総合支援学校（旧盲学校）では、視覚障害単一、聴覚障害単一の児童生徒が在籍していない学年もある。〕

3 教職員等の専門性の向上に関する本県の取組

(1) 特別支援学校の教員

○免許法認定講習の実施

- ・教育職員免許法に基づき、幼稚園教諭一種・二種、小学校教諭一種・二種、中学校教諭一種・二種、高等学校教諭一種、養護教諭一種及び特別支援学校教諭一種・二種免許状を取得するために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図ることを目的として実施。
- ・特別支援学校教諭免許状については、知的障害・肢体不自由・病弱の3領域の二種免許状の取得に必要となる単位を、1年間で修得できるよう講座を設定。(H26：8講座)

(2) 小・中学校の担当教員等（特別支援学級、通級指導教室、特別支援教育コーディネーター）

○校内コーディネーター研修会の開催

- ・全公立学校（幼小中高）の校内コーディネーターが参加（悉皆）。
- ・校内体制の構築や相談支援の実効性の向上、校種間の引継ぎ等について協議。
- ※ 幼小中高校の校内コーディネーターの経験年数は、平均2.2年（H25）。

(3) 小・中学校等の通常の学級担任

○特別支援教育専門講習会の開催

- ・授業研究による特別支援学級・通級指導教室担当者の専門性向上
- ・通常の学級における発達障害等への指導・支援の充実

会場	H22	H23	H24	H25	H26
特別支援学校	7校	3校	2校	—	—
小学校	—	1校	2校	2校	3校
中学校	—	—	—	2校	3校

○特別支援学校における実地研修の実施（H24：1校 ➤ H25：5校）

- ・小・中学校の通常の学級担任等を対象として、特別支援学校の授業に参加するなど1日日程で実践的な研修を行う。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の強化

○視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターの拡充

- ・視覚障害、聴覚障害のある児童生徒が小・中学校の弱視、難聴特別支援学級等に在籍する傾向にあり、身近な地域でより専門的な教育を受けることができる相談支援体制を整備。

	H19		計	H26		計
弱視特別支援学級数	小学校2	中学校0	2	小学校6	中学校2	8
難聴特別支援学級数	小学校16	中学校6	22	小学校24	中学校14	38

- ・県内を新たに3つ（県東部・県中部・県西部）のエリアに分け、視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターを設置。

弱視、難聴特別支援学級の巡回相談や通常の学級に在籍する視覚や聴覚に困難のある児童生徒に対する相談会を実施するなど、視覚障害教育、聴覚障害教育に関する特別支援学校のセンター的機能の強化を図る。

4 今後の取組の方向性

(1) 山口県教育振興基本計画（⑩特別支援教育の推進）

- 7支援地域内の相談支援のさらなる充実を図ると同時に、県内を県東部・県中部・県西部の3つのエリアに分け、各エリアにおける指導・支援体制及び教育環境を整備し、特別支援教育のセンターとしての役割を担う特別支援学校の教育の一層の充実をめざします。
- 幼・小・中・高等学校等における相談支援の実効性の向上を図り、障害のある幼児児童生徒が、より身近な地域で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を受けることができる体制の整備を図ります。
- 「山口県特別支援教育ビジョン」及び実行計画の成果を検証し、必要な見直しを図るとともに、インクルーシブ教育システムの構築について、社会情勢の変化や国の動向を踏まえた検討を進めます。

(2) 山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画・見直し

○第2期実行計画

- ・特別支援教育を推進するには、管理職のリーダーシップやすべての教職員が特別支援教育について理解を深めることが必要ですので、引き続き、やまぐち総合教育支援センター等の研修の充実に努めるとともに、地域コーディネーター等の中核となる教員の計画的な養成も進めます。
- ・県教育委員会では、小・中・高等学校等から初めて特別支援学校に着任した教員が、着任後3年以内に免許状を取得できるよう、引き続き、免許法認定講習の実施に努めます。また、各特別支援学校では、在籍する児童生徒の障害に応じた専門性の向上に向け、着任後3年間の研修プログラムを実施する中で、OJTによる専門性の向上に努めます。

○第2期実行計画（見直し）

- ・小・中・高等学校等の教員の実践的指導力の向上を支援するため、小・中学校の通常の学級における特別支援教育の授業研究を行う講習会の開催とあわせて、特別支援学校における実地研修等を実施します。
- ・小・中・高等学校等の教員の実践的指導力の向上を支援するため、主に知的障害のある児童生徒を対象とした教育の実践研究を行う山口大学教育学部附属特別支援学校との連携を図ることについて検討します。
- ・小・中・高等学校等と特別支援学校との間で、1年間あるいは3年間の研修交流を行うなど、小・中・高等学校等の教員の特別支援教育の専門性の向上とともに、特別支援学校の教員の教科指導や生徒指導等の専門性の一層の向上を図る取組を進めます。

(3) 取組の充実に向けて

特別支援学校の教員

○通常の学校との間での人事異動の多い特別支援学校においては、異動してきた教員が、可能な限り短期間に日々の教育において必要とされる専門性を身に付けることができるよう、研修の充実を図る。

➤ 新着任者用研修プログラムの充実

小・中学校の担当教員等（特別支援学級、通級指導教室、特別支援教育コーディネーター）

○各障害種の専門性を担保できる仕組みをつくることが求められる。特に、特別支援教育の経験の少ない若い教員への支援の仕組みについて検討する必要がある。

➤ 地域コーディネーターの巡回訪問による授業研究により実践的指導力を向上

小・中・高等学校等の通常の学級担任

○多くの通常の学級の教員は、発達障害等の理解や知識、経験が不足しているとの声がある。

○一方で、特別支援教育固有の視点のみでは特別支援教育の推進は困難であり、学級経営力、授業力、人間形成力など教員としての基本的資質の総合力が求められるものである。

➤ 各エリアでの特別支援教育専門講習会の開催

➤ 全特別支援学校による実地研修の実施

【 主な意見・質疑 】

○委員長：特別支援教育専門講習会の対象者はどのようになっているのか。

●特別支援教育推進室次長：通常の学級に所属している発達障害のある児童生徒への対応が課題となっていることから、基本的には小・中学校の教員を対象としているが、特別支援学級の担任教員も受講している。

○委員長：人事異動等により特別支援学級を担当することになったので、専門講習会を受講するという形が一般的なのか。

●特別支援教育推進室次長：そうした例があるのは確かだが、通常の学級の担任であっても、障害のある児童生徒が在籍していることはあるので、県教委としては出来るだけ早く専門講習会などの研修を受講してもらいたいと考えている。

○稲野委員：特別支援学校教員については、幼・小・中・高等学校の教諭の免許状とは別に特別支援学校教諭免許状が必要だが、当分の間はこの免許を保有しなくても特別支援学校教員になることが可能とされている。

この「当分の間」の対応について、いつまでに免許を取得させる等、何らかの指導を行っているのか。

●特別支援教育推進室次長：各学校の校長の判断ではあるものの、できるだけ認定講習を受講し免許を取得するようお願いしている。

○稲野委員：特別支援学校というのは、特別支援教育について専門性を持った教員がいる学校と考えるので、そこに勤務する教員はそうした専門的な免許を取得しておいてもらいたい。その上で、インクルーシブ教育システムの構築のために、特別支援学校等を経験した教員が中心になって通常の学級を担当する教員の専門性を引き上げ、通常の学級の中でも障害のある児童生徒が、必要な支援を受けながら学ぶことが出来るようにすること

が大事だと思う。

そのためには、まず特別支援学校の教員の免許状取得率が100%になるよう教員自身が意識改革を行うための仕組みづくりが必要。

また、小・中学校では、特別支援学級等の経験のある教員の適切な支援を受けることで問題が生じなかった発達障害のある児童生徒が、高校進学後、必要な支援を受けられず学校生活に適応できなくなってしまう例がある。

こうしたことに対応するため、発達障害のある生徒を対象とする学級をモデル的に作る等、発達障害のある生徒の受け皿を高等学校で作ることはできないだろうか。

- 浅原教育長：山口県では総合支援学校という形で、聴覚、視覚、知的、肢体不自由、病弱の5領域の児童生徒の受け入れを行っているが、特別支援学校教員の免許状は領域ごとにあるため、一つの免許を取っても全ての領域に対応できるわけではないということも、今後の課題であると考えている。また、高校で、発達障害等の生徒の受け皿をという話もあったが、このことについても、大きな課題であると考えている。
- 岡野委員：特別支援学校教諭免許状について、1年間の研修講座として平成26年度は全部で8講座があるとのことだったが、8講座受講するだけで免許が取得できるのか。また、1年間でこの免許状が取得できるのなら、支援学校に行くことになった教員は、必ずこの免許状を取るような仕組みにすることはできないのか。
- 特別支援教育推進室次長：本県では、該当の研修講座を夏季休業期間もしくは年末頃に開講し、小学校、中学校、高等学校の教員免許状があれば、6単位の修得で特別支援学校教諭免許状の二種が取得可能。今のところ必ずこの免許を取るような仕組みにはなっていないが、小・中・高等学校から特別支援学校へ異動した場合、校長から出来るだけ研修講座を受講するように話をしている。
- 岡野委員：現場の教員から、通常の学校と比べて代替が難しいので校外の研修会に出るのが難しいとの話をよく聞く。校内研修で特別支援学校教諭免許状を取得することは出来ないのか。
- 特別支援教育推進室次長：法に基づいて行われる研修になるため、校内研修で対応することは出来ない。研修受講は職専免の対象となるので、そうした点について周知を行い、研修の受講を進めていきたい。
- 岡野委員：他の教員に負担がかからない形での研修受講が出来るような仕組み作りの検討が必要だと思う。